

★ 広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第六十号）（審査指導課）

一 改正の要旨

クレジットカードにより歳入を納付させることができる指定代理納付者の指定をしたときは、告示することとするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年十月二十日